

周南市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱をここに定める。

周南市長 藤 井 律 子

周南市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請期間内に、空家等管理活用支援法人指定申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の役職名、氏名、住所又は居所及び略歴等を記載した書面
- (4) 法人の組織図及び事務分担等を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) これまでの空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。以下同じ。）の管理又は活用に関する活動の実績を記載した書面
- (8) 法第24条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (9) 国税及び地方税に関する納税証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、業務に関し参考になる書類として市長が認めるもの

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

(1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

(2) 申請者が、過去に第9条の規定による指定の取消しを受けている場合、その取消しの日から2年を経過していること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が、その事業活動を支配するものでないこと。

(4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。

(6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

2 市長は、前項の規定により申請者を支援法人として指定した場合は、空家等管理活用支援法人指定書（別記様式第2号）により当該申請者にその旨を通知するとともに、その名称又は商号及び住所、事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

3 第1項の指定の期間（以下「指定期間」という。）は2年とし、当該指定は、指定期間ごとに第5条の規定による更新を受けなければ、指定期間の経過によって、その効力を失う。

（名称等の変更）

第4条 法23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 支援法人は、業務の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による業務の変更の届出を受けたときは、変更の内容を公示するものとする。

（指定の更新）

第5条 支援法人は、指定期間の満了後も引き続き指定を受けようとするときは、指定期間の満了する日までに、空家等管理活用支援法人指定申請書に第2条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第3条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

（業務の廃止）

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第7条 支援法人は、事業年度開始前、遅滞なくその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出しなければならない。

2 支援法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第8条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要

な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が前条の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により同条第1項の指定を受けたときは、当該指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（別記様式第6号）により当該支援法人にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定を取り消した年月日を公示するものとする。

(公示)

第10条 第3条第2項(第5条第2項において準用する場合を含む。)、第4条第3項、第6条第2項及び前条第3項の公示は、市のホームページへの掲載その他の適切な方法によるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日の前日までの間における第3条（第5条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第3条第1項第4号ウ中「拘禁刑」とあるのは「禁錮」とする。刑法等一部改正法の施行の日以後における刑法等一部改正法の施行の日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。